

審査要領

1 審査対象者

審査対象となる事業者は、プロポーザル参加資格を認められた者のうち、指定期日までに企画提案書等の提出をした者に限る。なお、企画提案書等を提出した者が1者の場合でも審査は実施する。

2 審査方法

審査は企画提案書等により延岡市コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業プロポーザル審査会において行う。

ただし、提出された企画提案書等において延岡市コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業受託者選定実施要領 14 (2) 作成方法の⑥に該当する場合、又は 19 失格事項に該当する場合は審査を行わず失格とする。

3 審査項目及び評点

プロポーザルにおける審査項目及び配点等は別紙 2「延岡市コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業評価基準」によるものとする。

なお、点数については以下のとおり算定するものとする。

点数＝審査委員の評価点(0～5 点)×配点×価格点(下記価格表)

合計 300 点

価格評価	乗じる割合
最も価格が低い	1 0 0 %
2 番目に価格が低い	9 8 %
3 番目に価格が低い	9 6 %

※4 番目以降は 2 %ずつを減算し、得点に乗じる

4 プレゼンテーションの実施

企画提案書に係るプレゼンテーションの実施については以下のとおりとする。

(1) 実施日程

令和 7 年 11 月 27 日 (木) に実施するものとする。

(2) 実施方法

対面またはオンラインにより実施するものとする。

(3) 実施時間

プレゼンテーションは 1 者あたり 10 分以内とし、質疑応答の時間を 5 分とする。

(4) 禁止事項

① プレゼンテーション時の配布資料については、企画提案書を活用するものとし、追加の資料配布は禁ずる（プレゼンテーションで使用する資料については、企画提案書に盛り込んでおくこと）。

② プレゼンテーション時には、企業名が特定できるものの使用や発言を禁ずる。

(5) その他

地震等の災害など不測の事態が発生した場合は、プレゼンテーションの実施方法や日程等が変更となる場合がある。

5 受託候補者の選定方法

(1) 選定基準

総合点数の合計が最も高い提案者を受託候補者として選定する。ただし、総合点数の合計が最も高い提案者が複数ある場合は、経費見積書の価格が低い提案者を受託候補者として選定する。

(2) 選定方法

① 延岡市コワーキングスペースにおけるスマート利用サービス構築委託事業プロポーザル審査会が評価基準に基づいて採点を行う。

② 総合点数の合計が最も高い提案者の点数の合計が6割を下回る場合には、受託候補者を選定しないものとする。

③ 審査結果に対する問い合わせ、異議申し立ては一切受け付けない。